

鳥取県人事委員会告示第1号

平成18年鳥取県人事委員会告示第1号（選考により採用又は昇任させる職について）の一部を次のように改正し、平成20年4月1日から施行する。

平成20年3月28日

鳥取県人事委員会委員長 高 橋 敬 一

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
<p>職員の任用に関する規則（昭和27年鳥取県人事委員会規則第11号。以下「規則」という。）第19条第2項及び第20条第2項に規定する人事委員会が定める職を次のように定める。</p> <p>平成14年鳥取県人事委員会告示第2号（選考により採用又は昇任させる職について）は、平成18年5月16日限り廃止する。</p> <p>1 規則第19条第2項に規定する人事委員会が定める職</p> <p>(1) 常に選考によるものとするが、実施に当たりあらかじめ人事委員会の承認を要するもの</p> <p>心理療法士の職、心理判定員の職、児童自立支援専門員の職、児童生活支援員の職、児童指導員の職、歯科衛生士の職、臨床検査技師の職、診療放射線技師の職、理学療法士の職、助産師の職、職業訓練指導員の職、計量士の職、船舶乗組員の職、学芸員の職、速記者の職、機械技術の職、電子工学技術の職、生物工学技術の職、講師の職、<u>有機化学技術の職、臨床心理士の職、言語聴覚士の職、視能訓練士の職</u>、プログラマの職、社会教育主事の職務に準ずる職務に従事する職員の職、介助職員の職、作業療法士の職、学芸員の職務に準ずる職務に従事する職員の職、医療ソーシャルワーカーの職及び物質工学技術の職</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>2 略</p>	<p>職員の任用に関する規則（昭和27年鳥取県人事委員会規則第11号。以下「規則」という。）第19条第2項及び第20条第2項に規定する人事委員会が定める職を次のように定める。</p> <p>平成14年鳥取県人事委員会告示第2号（選考により採用又は昇任させる職について）は、平成18年5月16日限り廃止する。</p> <p>1 規則第19条第2項に規定する人事委員会が定める職</p> <p>(1) 常に選考によるものとするが、実施に当たりあらかじめ人事委員会の承認を要するもの</p> <p>心理療法士の職、心理判定員の職、児童自立支援専門員の職、児童生活支援員の職、児童指導員の職、歯科衛生士の職、臨床検査技師の職、診療放射線技師の職、理学療法士の職、助産師の職、職業訓練指導員の職、計量士の職、船舶乗組員の職、学芸員の職、速記者の職、機械技術の職、電子工学技術の職、生物工学技術の職、講師の職、有機化学技術の職、言語聴覚士の職、プログラマの職、社会教育主事の職務に準ずる職務に従事する職員の職、介助職員の職、作業療法士の職、学芸員の職務に準ずる職務に従事する職員の職、医療ソーシャルワーカーの職及び物質工学技術の職</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>2 略</p>